

期日指定定期預金概要説明書

平成28年4月1日現在

株式会社 阿波銀行

1. 商品名 (愛称)	期日指定定期預金 (愛称 ニューしあわせ期日指定定期預金)
2. ご利用いただける方	個人
3. 期間	最長預入期間 3年(1年間の据置期間経過後、満期日の指定ができます)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上300万円未満 1円単位
5. 払戻方法	最長預入期限もしくは指定の満期日以後に一括して払い戻します。 このほか、指定した満期日に1万円以上1円単位で一部払い戻しも可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 最長預入期限もしくは満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を1円とし1年を365日とする日割で1年毎の複利計算とします。 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 マル優(非課税)の取扱いができます。
7. 手数料	無料
8. 付加できる特約事項	預入時のお申し出により自動継続(元利金継続または元金継続)の取扱いができます。
9. 満期日前解約の取扱い	当行がやむを得ないと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下切捨て)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 (1) 6か月未満 解約日における普通預金の利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率(2年以上利率)×40%
10. お申込時のご注意点	金利については窓口でお問い合わせください。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先…全国銀行協会相談室 電話番号…0570-017109 または 03-5252-3772
12. その他参考となる事項	・満期日(最長預入日)以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続の取扱いを中止するときは、最終預入期限までにその旨のお申出が必要です。 ・預金保険制度の対象預金です。 保障限度額は、預金者1人当たり元本1千万円および当該預金利息が対象となります。